

自主防災組織結成の手引き



昭和61年8月5日
「8.5災害」梁川町広瀬橋が越水



平成23年3月「東日本大震災」
保原体育館での消防団による給水活動状況



令和元年10月「東日本台風災害」
梁川町右城町浸水状況

伊達市市民生活部防災危機管理課

伊達市の災害

- **8.5災害 昭和61年8月4日～8月5日**
家屋被害 全壊4棟、半壊7棟、一部損壊2棟、床上浸水468棟
人的被害なし 被害総額 57億円
- **8.6災害 平成元年8月6日**
家屋被害 半壊4棟、一部損壊2棟、床上浸水42棟
人的被害 死者1人、負傷者2人 被害総額 14.8億円
- **平成10年集中豪雨 平成10年8月27日～31日**
家屋被害 一部損壊20棟、床上浸水55棟
人的被害なし 被害総額 8.1億円
- **平成14年台風6号災害 平成14年7月10日～12日**
家屋被害 一部損壊1棟、床上浸水23棟
人的被害なし 被害総額 3.7億円
- **平成23年東日本大震災 平成23年3月11日**
家屋被害 全壊28棟、大規模半壊38棟、半壊218棟
人的被害 震災関連死1人、軽傷3人 被害総額 40.6億円
- **平成27年9月関東・東北豪雨 平成27年9月10日～11日**
家屋被害 半壊3棟、床上浸水20棟、床下浸水136棟
人的被害なし 被害総額 10.0億円
- **令和元年東日本台風災害 令和元年10月12日～13日**
家屋被害 全壊178棟、大規模半壊115棟、半壊351棟
床上浸水587棟 床下浸水582棟
人的被害 負傷者12人 被害総額 180億円
- **令和4年福島県沖を震源とする地震災害 令和4年3月16日**
家屋被害 全壊5棟、大規模半壊13棟、中規模半壊18棟、
半壊131棟 人的被害 負傷者4人 (令和4年9月末現在)

はじめに

- 近年、地震や台風、豪雨・豪雪などで多くの尊い命や貴重な財産が失われています。
- 県や市町村をはじめとする各防災機関は、災害に備えてさまざまな対策を実施しておりますが、実際大規模災害が発生した場合、その被害を最小限にくい止めるには、地域の皆さんによる防災活動が不可欠です。
- 「自主防災組織」は、そのような地域の活動を効果的に行うための組織です。
- 現在、伊達市内では次頁のとおり自主防災組織が結成されています。
- 「自主防災組織」を積極的に結成していただき、あらゆる災害へ対応できる「災害に強いまち」づくりへ地域の皆様の力を結集しましょう。



伊達市自主防災組織結成一覧

令和4年10月11日現在

地域	防災組織名	※会員 世帯数	設立年月日	地域	防災組織名	※会員 世帯数	設立年月日
梁川	大町一丁目防災会	87	S62.4.22	保原	三日市第二町内会	177	H28.6.1
梁川	五十沢自治会自主防災会	261	S62. 8. 5	保原	田向・上ノ原町内会防災会	51	H28.6.20
梁川	塩野川防災団	172	S62. 9.11	保原	泉畑第一町内会防災会	21	H28.7.31
梁川	大町二丁目地区防災会	73	S62. 9.27	保原	大館第三町内会防災会	30	H28.8.21
梁川	栗野地区防災会	604	S63. 6. 6	霊山	石田地区自主防災組織	296	H28.8.31
梁川	八南本防災会	156	H 5. 1.10	月舘	糠田6番組地区防災会	34	H28.11.25
梁川	中久保町内会防災会	110	H 8. 4. 1	保原	前屋敷町内会防災会	22	H29.3.1
梁川	本町町内会防災会	57	H 8. 4.21	保原	大地内町内会防災会	36	H29.4.3
梁川	新開町内会防災会	131	H 9. 1. 1	伊達	志和田第二町内会自主防災委員会	143	H29.4.3
梁川	上町地区防災会	132	H 9. 4. 1	伊達	北二町内会自主防災組織	200	H29.4.1
梁川	田栄町内会防災会	130	H10. 1. 1	保原	三日市第一町内会	324	H29.4.10
梁川	南北本町町内会防災会	186	H10. 4. 5	霊山	日向前行政区自主防災会	59	H29.4.21
梁川	大館町内防災会	72	H11. 4. 1	月舘	月3防災会	44	H29.5.1
梁川	希望ヶ丘町内防災会	125	H11. 4. 1	伊達	東町自主防災会	391	H29.5.15
梁川	御八郎町内防災会	141	H11. 4.18	伊達	田町自主防災会	184	H29.5.26
梁川	東大枝地区防災会	181	H11. 6. 5	月舘	御代田一番組自主防災組織	78	H29.8.27
梁川	幸町内防災会	163	H16. 4.25	月舘	月舘5番組地区自主防災会	21	H29.9.7
梁川	山舟生自治振興会	235	H18.5.20	月舘	月舘1防災会	22	H29.10.1
伊達	駅前四町内会連絡協議会自主防災会	478	H20. 4. 1	月舘	久保田防災会	15	H29.10.20
梁川	天神町防災会	121	H20. 4. 1	月舘	御代田3番組自主防災組織	54	H29.10.24
梁川	富野地区自主防災会	339	H20. 4. 1	月舘	御代田東組町内会自主防災会	32	H29.10.25
梁川	白根地区自主防災会	196	H20. 4.26	月舘	御代田2番組自主防災組織	38	H29.10.30
梁川	堰本自治会自主防災会	641	H20. 7.27	月舘	月舘6-1防災会	17	H30.1.1
梁川	小梁川町内会防災会	85	H24.3.1	月舘	月舘7-1防災会	15	H30.1.1
梁川	中町町内会防災会	34	H24.4.1	保原	北部町内会防災会	22	H30.1.15
梁川	清水町町内会自主防災会	135	H24.4.7	霊山	中川区民会自主防災会	126	H30.4.1
梁川	青葉町内防災会	95	H24.4.7	月舘	月舘2防災会	24	H30.4.1
伊達	川原町町内会防災・防犯委員会	217	H25.4.1	月舘	月舘4組自治会防災会	51	H30.4.1
保原	二六町内会自主防災会	168	H25.4.1	月舘	夢見の郷町内会自主防災組織	39	H30.5.1
梁川	桜町自主防災会	160	H25.4.21	保原	大館第一町内会防災会	21	H30.6.1
梁川	古町町内会自主防災会	69	H25.4.21	月舘	月舘6-2防災会	9	H30.8.1
梁川	広瀬町内防災会	121	H25.11.10	保原	西町自主防災組織	358	H30.10.1
保原	高野自治会防災会	81	H26.2.23	月舘	布川六番組自主防災会	18	H30.10.1
梁川	元陣内自主防災会	20	H26.4.5	月舘	糠田四番組自主防災会	22	H30.10.1
梁川	内町自主防災会	47	H26.4.6	月舘	布川一番組自主防災会	59	H30.11.1
梁川	足駄木町内会	7	H26.8.27	月舘	布川三番組自主防災会	19	H31.3.1
梁川	右城町町内会	23	H26.8.27	保原	中北町内会防災会	31	H31.4.1
伊達	南堀親和会自主防災会	80	H26.9.21	保原	東畑町内会自主防災会	33	H31.4.1
保原	所沢上自治会自主防災会	69	H27.4.30	保原	富成地域まちづくり振興会防災会	380	H31.4.1
保原	所沢下自治会防災会	97	H27.7.10	月舘	布川四番組自主防災会	29	H31.4.1
保原	大塚地区防災会	49	H27.9.13	保原	山居町内会防災会	36	H31.4.1
伊達	殿町自主防災会	91	H27.10.5	保原	長沢町内会防災会	36	H31.4.1
保原	四十九院自治会防災会	91	H27.1.1	伊達	志和田第一町内会自主防災組織	121	H31.4.7
保原	北原町内会防災会	20	H27.10.26	霊山	山野川地区自治協議会自主防災会	107	H30.4.1
保原	正監町内会防災会	39	H27.11.4	霊山	下大石自主防災会	147	R1.7.28
保原	菖蒲沢町内会防災会	23	H27.11.11	霊山	ひまわり防災会	29	R2.1.1
保原	大安寺地区防災会	59	H27.12.4	梁川	陽光台町内防災会	176	R2.3.10
保原	大泉町内会防災会	73	H27.12.18	伊達	大泉高野町内会防災会	28	R2.3.22
保原	泉畑第二町内会防災会	37	H28.1.8	伊達	諏訪野自治会自主防災組織	265	R2.5.10
保原	南原町内会防災会	36	H28.1.18	保原	久保町内会防災会	195	R2.4.1
保原	螺沼町内会自主防災会	39	H28.1.19	保原	大館第二町内会防災会	50	R2.5.20
保原	正地内町内会防災部会	26	H28.2.8	霊山	大石南方部自主防災会	111	R2.8.10
保原	高子第四町内会防災会	9	H28.2.29	月舘	清水ヶ丘地区自主防災会	31	H30.4.1
保原	高子団地町内会防災会	110	H28.3.21	伊達	扇田・中道地区防災組織	134	R3.4.1
保原	内山町内会防災会	35	H28.3.23	保原	桐木町内会防災会	57	R3.7.1
月舘	下手渡防災会	81	H28.4.1	保原	柏町町内会防災会	215	R3.7.11
保原	道城場町内会防災会	76	H28.4.21	保原	高子第一町内会防災会	26	R4.7.6
保原	流町町内地区防災会	194	H28.5.23				
保原	前原町内会防災会	23	H28.6.1				
小計		7,410		小計		116	5,309

伊達市世帯数 20,535
(R4.10.11現在)

会員世帯数 12,719
組織率 61.9%

1.自主防災組織とは

○自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のことを言います。



○具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給食給水などの活動を行います。



2.自主防災組織はなぜ必要か

- 大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。このような時、住民が一致協力し、地域ぐるみで取り組むことで有効な対策をとることができます。ここに自主防災組織の必要性があります。
- 阪神・淡路大震災では、救出された人たちの8割が、近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されています。



自助・共助・公助

○自助とは

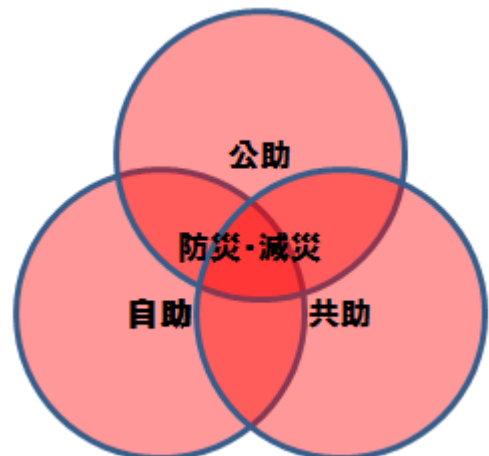
自分の安全は、自分で守るというのが、防災対策の基本です。自分で、自分自身や家族・財産を守ることは災害に対する基本的な行動であり、その行動を自助（じじょ）と呼びます。

○共助とは

大規模災害においては、自治体や警察・消防などができることには限界があります。その限界を補う考え方が共助（きょうじょ）という考え方です。

○公助とは

自治体、警察、消防など行政機関、電気・ガス・水道・電話などのライフラインを提供する公益企業が、災害支援活動を実施することを公助（こうじょ）と呼びます。



3.組織づくりの方法

(1)自主防災組織の要件

- 自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。
- 市では、「伊達市自主防災組織推進要綱」を定めていますので、規約や活動計画書とともに、組織認定申請書（結成届）を防災危機管理課または最寄の各総合支所まで提出いただきます。



(2) 自主防災組織の規模

○自主防災組織は、地理的条件、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。

○そのため、自主防災組織の多くは、町内会や自治会、小学校の校区ごとに結成されています。

※地域の実情に即した方法を検討することが大切です。



(3)結成の手順

▼町内会や自治会を活用して結成する方法を例として、結成の具体的な手順を紹介します。

自主防災組織の結成について、町内会や自治会に提案する。



結成準備を行う担当者を決める。
※**防災活動の経験者**を選ぶのが望ましい



自主防災組織の基本的な事項について案をまとめる。

基本事項

-
- ①組織のかたちの決定 ②組織の編成案の作成 ③役員の人選
④規約の作成 ⑤活動計画書案の作成 ⑥収支見込み
-



役員会でよく話し合い、よりよい案に修正して、了承を得る。



町内会や自治会の総会で、討議・可決する



自主防災組織の結成

①組織のかたちの決定

○町内会や自治会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。

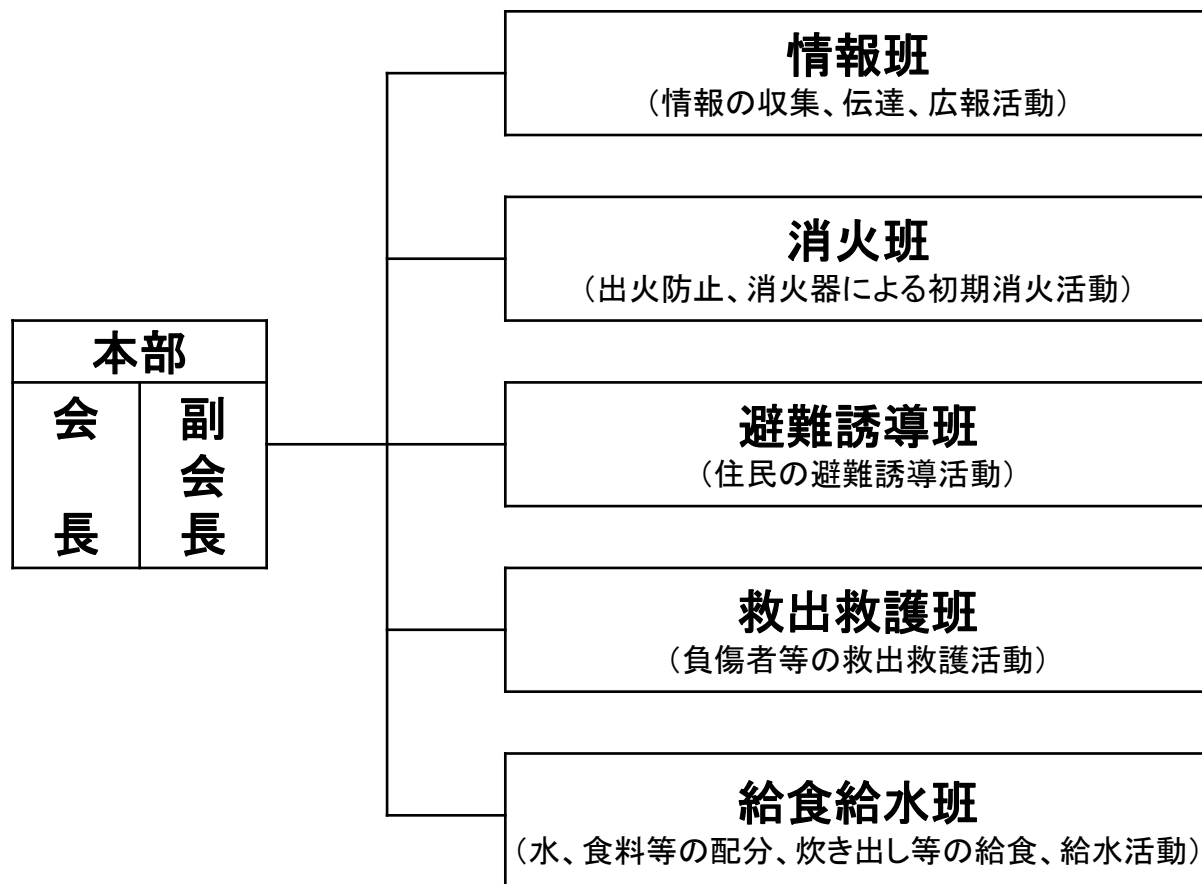
○こういった組織にするかは地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織の形】

型	説明	役員構成
重複型	町内会（自治会）等の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち	町内会（自治会）等の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	町内会（自治会）等の下に、自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	町内会役員とは別の代表者を選ぶ
別組織型	町内会（自治会）等が中心となり、町内会（自治会）等とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者を選ぶ

②組織の編成案の作成

○自主防災組織の一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。



③役員の人選

○組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員、特に班長には防災活動の経験がある人が望ましく、総会まで最終的な候補者をたてておく必要があります。

④規約の作成

- 自主防災組織が組織として活動するには規約を定めることが必要です。
- 規約を定める方法としては、次の2つの方法が考えられます。

①

新たに自主防災組織の規約を定める方法

②

町内会や自治会などの規約を改正して対応する方法

- 規約は、最低限、次の項目について定めるようにします。

項目

組織の
名称・目的

事業

役員の選任
方法・任期

会議(総会・
役員会)

会員

経費に関する
こと



⑤活動計画書案の作成

- 活動計画書の案をたてます。防災活動は、多岐にわたりますので、できるところから少しずつ取り組みましょう。
- 年間活動計画は、町内会や自治会の行事と兼ねて、自主防災組織の行事や普及啓発活動を行うのも、取り組みやすさや、予算の面から有効な方法です。

【年間活動計画の作成例】

行動予定表

5月〇日	役員会、総会
6月〇日	A E D救急救命訓練
10月〇日	市総合防災訓練参加
12月〇日	防災講演会の実施



⑥収支見込み

- 自主防災組織の活動に要する経費について、収支見込を出します。
- 方法を工夫することで、経費をかけずに活動することもできますので、収支見込をたてる際には、地域実情、活動内容をよく検討した上でたてましょう。

4.組織の主な活動内容

(1) 平常時の活動

項目	具体的な活動内容	備考
①災害に備えるための活動	●防災資機材の整備 ●備蓄品の管理	
②災害による被害を防ぐための活動	●地域の危険個所の把握 ●地域の避難路、避難場所の把握 ●防災マップの作製	
③災害時の活動の習得	●初期消火訓練 ●避難訓練 ●給食給水訓練 ●救出救護訓練	特別な訓練を行わなくても、町内運動会などの行事内容を工夫することで訓練を兼ねることが出来ます。
④普及啓発活動・広報誌の発行	●広報誌の発行 ●防災講演会の開催 ●火気器具の点検・整備の呼びかけ	町内会会報などに防災記事を掲載する方法もあります。

(2) 災害時の活動

項目	具体的な活動内容
①情報収集・伝達	●被害情報・救援情報の収集と伝達 ●防災機関との連絡
②初期消火活動	●消火器などによる消火活動
③避難誘導活動	●住民を避難所へ誘導 ●住民の安否確認
④救出救護活動	●負傷者の救出救護 ●医療機関への連絡 ●介助が必要な人への手助け
⑤給食給水活動	●食料、飲料水の調達と炊き出し ●救援物資の受領・分配



※無理することなくできる範囲で、できるところから。

組織規約の例

〇〇〇〇地区(町内・自治会)防災会組織規約(案)

(名称)

第1条 この組織は〇〇〇〇地区(町内・自治会)防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、町内会長宅(〇〇〇〇地区(町内・自治会)会館)に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「災害等」という。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 天災等に対する災害予防に関すること。
- (3) 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期対策、救出救護、避難誘導等や応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇〇〇地区(町内・自治会)内にある世帯をもって構成する。
ただし、独り暮らし高齢者世帯等、会長が特に承認した世帯についてはこの限りでない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

班長 若干名

庶務会計 各1名

2 役員は会員の互選とする。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し災害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

3 班長は、各班の任務を指揮監督する。

4 庶務・会計は、会長の命を受け、庶務・会計業務を行う。

（会議）

第8条 総会は、毎年1回町内会にあわせて開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

（役員会）

第9条 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

（活動計画書）

第10条 本会は、災害時の被害の防止及び軽減を図るため、活動計画書を作成し必要事項を定めるものとする。

（経費）

第11条 本会の経費は、その活動に要した経費のうち、本会の負担すべき部分については、全世帯で負担するものとする。

（その他）

第12条 この規約に定めのない事項については、会員の意見を聞き、会長が決定するものとする。

付則 この規約は令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

活動計画書の例

〇〇〇〇地区(町内・自治会)防災会活動計画書(案)

1 目的

この計画は、〇〇〇〇地区(町内・自治会)防災会(以下「本会」という。)の規約に基づき、〇〇〇〇地区(町内・自治会)における防災について、必要事項を定めて、火災、地震、風水害等の災害による被害の発生、拡大の防止を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲及び実施

- (1) この計画は、〇〇〇〇地区(町内・自治会)内に居住し、又は事業を営む者すべてに適用する。
- (2) この計画は、本会の行う事業について、総合的かつ計画的な実施を図るために定めるものである。

3 班の編成と任務分担

- (1) この計画で定める事項を効果的に達成するため、本会に各班を編成する。
- (2) 各活動班の編成及び任務分担は、別表1のとおりとする。

4 平常時の活動を次のとおり行う。

- (1) 水害、火災予防、その他の災害予防
水害、火災等の災害の発生原因や拡大の要因となるものがないか、避難路に障害物がないか等地区の安全点検を行う。
- (2) 防災知識の普及
防災知識の高揚を図るための講演会、研修会、映画会の開催、パンフレット等の配布など防災知識の普及に努める。
- (3) 防災資機材の整備等
水害、火災、震災等の災害応急活動に備えて、必要な資機材の整備及び備蓄を行う。
- (4) 防災訓練の実施
 - ①情報収集伝達訓練
 - ②初期消火訓練
 - ③避難訓練
 - ④救出救護訓練
 - ⑤給食給水訓練

付則

この計画は令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

〇〇〇地区（町内・自治会）防災会班編成表

役職・班	主な活動内容		担当者氏名・編成
	平常時の活動	災害時の活動	
会 長	・規約の作成、改廃 ・年間活動計画の作成 ・防災機関との連携	・市災害対策との情報連絡 ・避難・被害状況の把握	
副 会 長		・会長の補佐	
庶 務		・各班との連絡調整、活動記録	
会 計		・救助物資の調達、会計	
情 報 班	・防災知識の普及 ・講習会等の開催 ・情報収集・伝達訓練	・災害情報の収集・伝達 ・地域の被害状況の把握 ・関係先等への通報連絡 ・広報活動	班長 〇〇 △△ 〇〇 △△ ××名
消 火 班	・消火・水防資機材の管理、点検 ・初期消火訓練	・出火・出水等の災害発生防止活動 ・初期消火、水防工法等の防御活動	班長 〇〇 △△ 〇〇 △△ ××名
避難誘導班	・避難経路の確認 ・危険箇所の確認 ・避難行動要支援者の確認 ・避難訓練	・避難場所等の安全確認 ・危険箇所の表示 ・避難行動要支援者の安全確保 ・人員の把握と避難誘導活動	班長 〇〇 △△ 〇〇 △△ ××名
救出救護班	・応急手当の知識普及 ・応急医薬品等の備蓄・管理 ・救出救護訓練	・応急手当等の救急措置 ・負傷者等の救出救護活動	班長 〇〇 △△ 〇〇 △△ ××名
給食給水班	・食料、飲料水の備蓄 ・資機材の確保、点検 ・給食給水訓練	・水、食料等の配分 ・炊出し等の給食給水活動	班長 〇〇 △△ 〇〇 △△ ××名
避難所運営班	・避難場所の現状把握 ・町内・自治会会員の把握	・避難場所の自主的な運営 ・避難者等の把握、報告	班長 〇〇 △△ 〇〇 △△ ××名

防災資機材・備蓄品

防災資機材の例

組織準備用	標旗、腕章、ヘルメット、反射チョッキ など
情報伝達用	拡声器、ラジオ、トランシーバー など
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋 など
救 護 用	担架、リヤカー、毛布、簡易トイレ、テント、救急セット、はしご、のこぎり、スコップ、なた、バール、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター など
避難誘導用	強力ライト、ヘッドライト、警笛、誘導棒 など
給食給水用	炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ など
水 防 用	救命ボード、救命胴衣、防雨シート、土のう袋 など
そ の 他	ビニールシート、発電機、防災物置 など

防災備蓄品の例

食 料・飲料水	非常食（乾パン、缶詰等）、飲料水（一人1日3ℓ、3日分）、飲料水用ポリ袋 など
食 類	簡易食器、缶切り、ナイフ など
日 用 品	軍手、タオル、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、マッチ、ろうそく など
燃 料	簡易ガスコンロ、固形燃料 など
衣類・その他	紙おむつ など

※伊達市では自主防災組織の活動を支援するため、防災資機材整備及び防災訓練等の活動補助金を交付しています。（P25,26,27を参照）

防火防災訓練災害補償等共済制度

○防災訓練中の事故によるケガ等を補償するため、伊達地方消防組合で共済に加入しています。

※ケガ等：死亡、後遺障害、入院、通院、休業

○この補償を受けるには**訓練を行う前に届出が必要となりますので、最寄の消防署へ計画書を提出**してください。

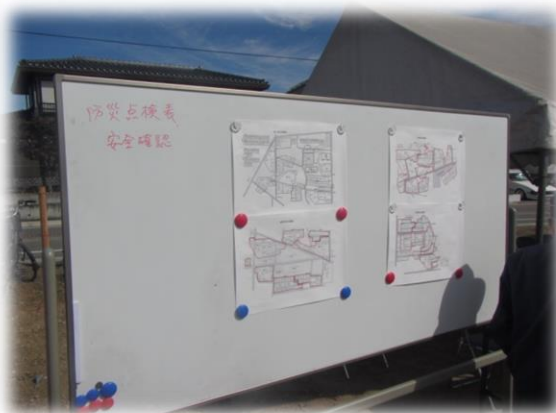
○補償の対象となる訓練

- ①市または消防機関が主催する防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの。
- ②自主防災組織（女性防火クラブ、幼少年消防クラブ等を含む）、民間防火組織、町内会等が主催する防火防災訓練で事前に消防機関へ訓練計画書を届け出たもの。



自主防災組織活動事例①

伊達駅前四町内会連絡協議会
自主防災会による防災訓練



自主防災組織活動事例②



二六町内会自主防災会
による防災会議



山舟生防災会
による防災訓練



5.補助金交付要綱

(1)防災資機材整備事業

市の認定を受けた自主防災組織が防災資機材の整備を行う場合

○新規設立団体

補助基準額（上限200,000円）

①500円×世帯数+50,000円の合計額

②実際に購入する資機材の合計額

①または②のいずれか低い額を補助

○既設団体

補助基準額（上限100,000円）

①250円×世帯数+25,000円の合計額

②実際に購入する資機材の合計額

①または②のいずれか低い額を補助

※交付を受けてから10年経過後に
再度、補助金の申請が可能

既設団体が備蓄用食品及び備蓄用飲料水の整備を行う場合

補助基準額(上限50,000円)

①100円×世帯数+10,000円の合計額

②実際に購入する資機材の合計額

①または②のいずれか低い額を補助

※防災資機材整備事業(新規・既設)

補助金の交付を受けてから次の防災資機材整備事業(既設)補助金の間で1度だけ申請が可能。

ただし、防災資機材整備事業(新規・既設)補助金との併用はできません。

(2)訓練事業

市の認定を受けた自主防災組織が防災訓練や啓発活動を行う場合

○補助基準額（上限50,000円）

①100円×世帯数＋10,000円の合計額

②訓練事業に費やした合計額

①または②のいずれか低い額の8割を補助

残りは自主防災会で負担

※補助金の交付は、同一年度内に1回のみ

※飲食費（市販の弁当・おにぎり・店屋物・ペットボトル飲料）は補助金の対象となりません

○対象となる訓練等

①自主防災訓練

初期消火訓練、救出救助訓練、応急救護訓練、炊出し訓練、避難訓練、図上訓練

②啓発活動

防災講演会、防災パンフレット作成、防災マップ作成

③避難行動要支援者（要配慮者）対応

安否確認の実践

(3)防災士資格取得事業

市では防災士資格取得に係る経費について、補助金を交付することとなりました。

○補助基準額（上限69,000円）

- ①資格取得に係る研修講座の受講費用**
- ②研修講座受講地（仙台市・福島県内）までの交通費2日分**

※研修講座は2日間となります。年度により受講地・受講時期が異なりますので、防災士研修センターのホームページをご確認いただくか、防災危機管理課までご連絡ください。

※講座受講のほか、伊達地方消防本部等での普通救命講習Ⅰを受講する必要があります。

○交付対象者

- ①市内に住所を有する方**
- ②防災士研修講座を受講し防災士の資格を取得した方**
- ③自主防災組織等の代表者の推薦を受けた方**
- ④資格取得後、自主防災組織等で最低5年間活動することに同意できる方**
- ⑤防災士の資格を有する旨の情報を市から消防本部等に提供することについて同意できる方**
- ⑥災害時、市からの要請に応じ、災害対応活動に協力することに同意できる方**

その他の補助について

(1)消防団防災学習車両・積載装備品等貸出

指定の様式にて申請いただければ、防災訓練等に防災学習車や機器等をお貸しいたします。

※ 運転・操作は消防団員等が行います。

申請は使用日の6ヶ月～1ヶ月前までに、防災危機管理課へ行ってください。



【貸出リスト】

品 名	規 格	数 量	品 名	規 格	数 量
防災学習車	トヨタハイエース	台	救護マット	90×200	個
消火訓練機器	FIRE TRAINER M 型	式	救護毛布	難燃性	枚
天ぷら油火災実験装置	火災警報装置付	式	携帯拡声器	ER-1106S	個
煙体験ハウス	組立式スモークマシーン	式	プロジェクター	DVD内蔵	式
AEDトレーナーセット	簡易型模擬人体	式	ノートパソコン	NEC	台
訓練用水消火器	はやわざくん YTS3	本	折り畳みテーブル	アルミ	台
消火訓練用標的	反射看板・訓練用標識	個	発動発電機	900W	台
DVDソフト	火災予防啓発用	本	コードリール	SS30	個

※ 燃料費や消耗品における費用においては、実費相当のご負担を求めています。

伊達市消防団防災学習・災害活動車等運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊達市車両管理規定第3条に規定する専用車のうち、防災意識の高揚を図るための行事又は災害時の避難行動の向上を図るための訓練(以下「訓練等」という。)を主催する団体等が使用する防災学習・災害活動車両及び積載装備品(以下「防災学習車等」という。)の出動及び貸出(以下「出動等」という。)の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 訓練等において、防災学習車等の出動等の申請をしようとする団体(以下「申請者」という。)は、防災学習車等の予約状況を伊達市防災危機管理課(以下「防災危機管理課」という。)に確認の上、原則として出動等希望日の6箇月前から1箇月前までの間に、伊達市市民生活部長(以下「市民生活部長」という。)に消防団防災学習・災害活動車等出動申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市が使用する場合及び市、伊達市消防団、伊達地方消防組合消防本部が共催で行う訓練等で防災学習車等を使用する場合は、前項に定める手続を省略することができる。

(使用承認等)

第3条 市民生活部長は、前条による申請があったときは、当該申請内容を審査し、消防団防災学習・災害活動車等出動等承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(防災学習車等の使用等)

第4条 防災学習車等の運転及び操作は、伊達市消防団員、市職員その他市民生活部長が適当と認める者(以下「団員等」という。)が行うものとし、防災学習車等を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用及び取扱いについて団員等の指導の下に注意事項を遵守しなければならない。

2 団員等が防災学習車等を使用する場合は、事前に防災危機管理課から取扱いに関する講習を受けなければならない。

3 防災学習車等の使用料は無料とする。ただし、燃料費その他防災学習車等の消耗品にかかる費用については、申請者に対し実費相当の負担を求めることができる。

4 前項に規定する実費相当の負担については、防災危機管理課と申請者においてその都度協議決定するものとする。

(連絡担当者及び安全確認者)

第5条 申請者は、訓練等の実施に当たって、連絡担当者及び安全確認者をそれぞれ1人以上配置しなければならない。

2 連絡担当者は、訓練等の内容等について事前に団員等と打合せを行うこととする。

3 安全確認者は、訓練等に立会い、団員等の指揮の下に防災学習車等の周囲の安全確認を行うこととする。

4 申請者は、同時に複数の訓練等を実施する場合は、複数名の安全確認者を用意しなければならない。

5 連絡担当者は、訓練等の実施内容の変更又は訓練等を中止した場合は、遅滞なく防災危機管理課に連絡しなければならない。

6 安全確認者は、団員等が一時的に防災学習車等から離れる場合には、使用者に対して訓練等を休止する旨を周知し、防災学習車等に触れる又は乗り込むことがないよう安全管理の徹底を図らなければならない。

(訓練等の事前確認)

第6条 連絡担当者及び安全確認者は、訓練等の実施前に、団員等と安全確認についての打合せをしなければならない。

(出勤等の中止)

第7条 団員等は、原則として悪天候時には、使用者の安全確保及び防災学習車等の故障防止のため、出勤等を中止することができる。

2 前項の規定にかかわらず、団員等は、防災学習車等の出勤等を中止する必要があると判断した場合は、出勤等を中止することができる。

3 前2項の規定により、出勤等を中止した場合において、申請者に損害があっても、市は、これを一切補償しないものとする。

(事故に対する賠償責任)

第8条 防災学習車等の使用中に生じた事故により発生した賠償責任は、全て申請者が負う。ただし、申請者に過失が認められない場合は、この限りではない。

2 申請者は、防災学習車等の使用中に生じた事故について、直ちに防災危機管理課に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(庶務)

第9条 防災学習車等の運用に関する庶務は、防災危機管理課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、防災学習車等の運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

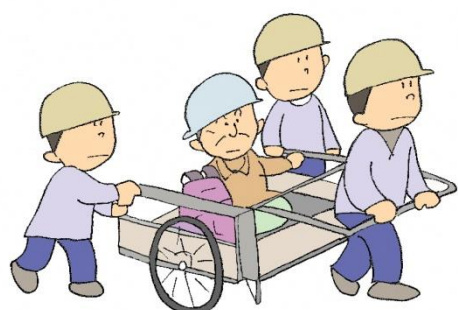
この要領は、平成30年5月10日から施行する。

(2)同報系防災行政無線の使用

防災訓練等に合わせ、ご指定の同報系防災行政無線(屋外スピーカー)からの放送が可能です。

※ 戸別受信機(一部の方の自宅等に設置された受信機)からは放送することができません。

指定の様式に、放送先や放送内容等をご記入のうえ、約1ヶ月前までに防災危機管理課へ申請してください。



避難指示等の基準について

令和3年5月より、「避難情報に関するガイドライン」が改正されました。

警戒レベル	とるべき行動	伝達情報
警戒レベル5  災害発生又は切迫	<u>既に災害が発生しているため、命を守る行動を行ってください。</u>	緊急安全確保
警戒レベル4  災害のおそれ高い	<u>避難を開始してください。</u> ※ 立退き避難がかえって危険な場合は、建物内でも安全な場所へ避難するなど、柔軟に行動してください。	避難指示
警戒レベル3  災害のおそれあり	<u>高齢者や要配慮者など、避難に時間のかかる方は避難を開始します。</u> その他の方は避難の準備をし、自発的に避難してください。	高齢者等避難
警戒レベル2  気象状況悪化	自宅周辺の危険箇所や避難場所・避難経路を再確認し、避難に備えてください。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1  今後の気象状況悪化のおそれ	気象情報などに注意し、災害への心構えを高めてください。	早期注意情報

伊達市防災アプリ・市民向け登録制メール

1 防災アプリ

ダウンロードは
こちらから▶



iPhone



Android

New

防災マップ

地区ごとの防災マップをすぐ
に確認できます。

New

伊達市災害監視システム

市内5地点の降水量や、塩野川・
古川の生配信カメラの映像を見
ることができます。



お知らせ

日常の気象警報・注意報のほか、
避難情報や避難所開設情報など
緊急時のお知らせが届きます。



New

防災無線聞き逃しサービス

すぐ発信でき、電話で防災無線
の内容を知ることができます。



2 防災・行政情報配信サービス（メール）

2022/4/10 18:47 防災情報

震源・震度に関する情報

震源・震度に関する情報をお知らせします。

- 発表日時：2022年4月10日18時47分
- 発表官署：気象庁
- 発生日時：2022年4月10日18時43分
- 概要：10日18時43分ころ、地震がありました。

今までのメール配信システムを廃止し、
新たなサービスを始めました。

さまざまな情報がメールで届きます！

- 国民保護情報
- 避難情報
- 気象情報
- 観光情報
- イベント情報
- 伊達市からのお知らせなど

登録手順

①二次元バーコードを読み「空メールを送信」する

パソコン・
スマートフォン



フィーチャーフォン
(ガラケー)



②メール記載の「登録用 URL」にアクセス

メール記載の登録用 URL をクリックして登録に進みます。

③配信カテゴリ(ほしい情報)を選び、会員登録をする



登録完了！

『<https://date.tenki.ne.jp>』からアクセスしてください！



① 気象庁注意報

気象庁による警報・注意報の情報が確認できます。

② 凡例
観測データ表示の凡例が表示されます。

③ 土砂災害

地図上に土砂災害の危険度が確認できます。

④ 雨雲表示

地図上に雨雲の画像が確認できます。

⑤ **メニュー**
地図表示、雨量帳票、注意報警報、雨量グラフが確認
できます。

⑥ 伊達・霊山・石田・白根・梁川
10分間、1時間、累計の雨量データが確認できます。

⑦ 塩野川・古川
静止画が確認できます。

雨量データ、静止画のみ
確認できます。

Yahoo!防災速報



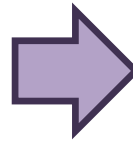
＜スマートフォンの方＞

『Yahoo!防災速報』と検索し、左のマークのアプリをインストールしてください。（無料）

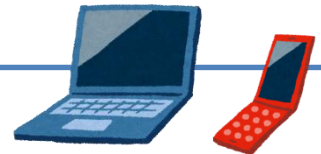


インストール後、アプリ内で地域等の設定を行ってください。

こちらからも
インストールできます！



＜パソコン・携帯電話の方＞



『<http://emg.yahoo.co.jp>』へアクセスいただき、下のとおり設定を行ってください。

※ 登録にはYahoo!JAPANのアカウント登録が必要です。

